

目 次

I 高齢者虐待防止の基本

1 高齢者虐待とは	1
1.1 高齢者虐待防止法	1
1.2 「高齢者虐待」の捉え方	1
1) 高齢者虐待防止法による定義	1
2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について	6
3) 身体的拘束等に対する考え方	18
2 高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点	25
2.1 高齢者虐待対応の目的	25
2.2 高齢者虐待対応の基本的な視点	25
1) 高齢者の意思の尊重	25
2) 高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応	25
3) 組織的な対応	26
4) 虐待を未然に防止することから高齢者の生活が 安定するまでの継続的な支援	26
5) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ	26
6) 虐待の早期発見・早期対応	27
7) 高齢者ととともに養護者を支援する	27
8) 関係機関の連携・協力によるチーム対応	29
2.3 留意事項	30

3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	32
3.1 国及び地方公共団体の責務	32
3.2 国の役割	35
1) 法に基づく対応状況等調査	35
2) 高齢者権利擁護等推進事業	35
3) 老人保健健康増進等事業	37
3.3 都道府県の役割	38
1) 高齢者虐待防止に規定する都道府県の責務と役割	38
2) 求められる体制の整備	39
3.4 市の役割	43
1) 高齢者虐待防止に規定する市の責務と役割	43
2) 求められる体制の整備	45
3.5 国民の責務	52
3.6 保健・医療・福祉関係者の責務	52
3.7 養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務	53
1) 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進	53
2) 管理職・職員の研修、資質向上	54
3) 開かれた組織運営	55
4) 苦情処理体制	55
5) 組織・運営	56
4 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について	57
4.1 はじめに	57
4.2 地方自治体の個人情報の取扱い	57
4.3 民間事業者の個人情報の取扱い	60
5 高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応	62
5.1 高齢者虐待対応を担う市町村	62
5.2 権利行使が必要な場合の対応	62